

令和 2 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 3 年 1 月 27 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2422〕

① 件名
産婦健康診査費助成事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市の産婦健康診査は、現在ほぼ全員が受診しているが、費用の助成はなく、自己負担となっている。 産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図る必要があることから、宮城県と（公社）宮城県医師会が検討を進め、令和 3 年度から、各自治体と（公社）宮城県医師会が委託契約を締結し、産婦健康診査を実施することとなった。</p> <p>【目的】 産後 2 週間、産後 1 か月など産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後うつ予防や新生児への虐待防止、身体的機能の回復など産婦に対する支援を強化し、経済的、精神的な負担の軽減を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号） 石巻市妊婦健康診査費助成事業実施要綱（平成 20 年告示第 101 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 2 節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする 1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 29 年度 （国）母子保健衛生費国庫補助金助成事業に産婦健康診査に関する事業が追加 令和 2 年 8 月 （公社）宮城県医師会主催の「妊婦・乳児一般健康診査委託契約に係る協議会」において、産婦健康診査について協議 9 月 地元産科医療機関と打ち合わせ</p>
⑤ 主な内容
<p>1 対象者 市内に住所のある産後 2 か月以内の産婦（令和 3 年 4 月 1 日以降に出産した産婦）</p> <p>2 実施方法 （1）（公社）宮城県医師会との委託契約 宮城県医師会に所属している産科医療機関において、産婦健康診査を実施する。 （2）上記以外の産科医療機関において、産後 2 週間、産後 1 か月の時期に産婦健康診査を実施した場合は、契約単価を上限に償還払いを行う。</p> <p>3 産婦健康診査の内容 ・健康状態・育児環境の把握 ・体重・血圧測定 ・尿検査（蛋白・糖） ・産婦の精神状態に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行う。</p> <p>4 産婦健康診査の時期・回数 対象者 1 人につき産後 2 週間、産後 1 か月の 2 回</p> <p>5 助成額 1 回当たり 5 千円を上限とする。 ※上記 2（1）及び（2）において、上限 5 千円を超過した額は自己負担となる。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

産後間もない母の心身状況や育児状況を把握し、必要時、早期支援を行うことで、産後うつ
の予防や、新生児への虐待防止等を図ることができる。

【市財政への負担】（令和3年度当初予算）

委託料 8,315千円（内訳）（単価5,000円＋手数料330円）×2回×780人

助成金 600千円（内訳）5,000円×2回×60人

※宮城県医師会に所属している産科医療機関以外での実施に対する助成

（財源）国（母子保健衛生費国庫補助金）1／2

※「産後ケア事業」を併せて実施することによる国庫補助

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【同様の事業の実施状況】

実施時期	自治体
R1年度以前	仙台市（H31.3月） 岩沼市（H30.5月）
R2年度	富谷市、気仙沼市
R3年度	白石市、名取市、角田市、大崎市、登米市、女川町
未定	多賀城市、栗原市、東松島市

- ・助成額 令和2年度：気仙沼市のみ 1回5,000円×1回
他の自治体は 1回5,000円×2回
令和3年度：実施自治体全て1回5,000円×2回の予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年3月 「石巻市妊婦健康診査費助成事業実施要綱」を「石巻市妊産婦健康診査費助成事
業実施要綱」として一部改正（施行予定年月日：令和3年4月1日）
地元産科医療機関に、産婦健康診査の実施と周知について協力依頼
4月 市報、市ホームページで周知

⑨ その他